

放送システム委員会報告（案）に対する意見募集結果

「放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集」に対する意見の募集に対し提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は下表のとおり。

※ 意見募集期間：平成21年6月13日～同年7月12日

No	意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方
1	個人	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送に関して、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告書内容に賛成します。今後、本報告書を受けて、事業者による方式選択や複数事業者への周波数割当てが可能となり、「公正な」競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するような制度整備が行われることに期待します。</p> <p>マルチメディア放送サービスという新たなメディアの価値を効果的に引き出し普及させる上でも、これまで例の無かった放送方式間の競争を促すような今後の施策を望みます。</p> <p><理由> 事業者間や技術方式間の競争により、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興に繋がると考えます。</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
2	Irdeto Access B.V	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送での、「複数方式」の技術的条件を定義した今回の報告（案）の内容に賛同します。複数方式により、より公正な競争条件で市場参入できるようになることがマルチメデ</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。

		<p>ィア放送サービスの発展につながると期待します。</p> <p><理由> 複数事業者および複数技術方式による公正な競争の実現は、バラエティ豊かなマルチメディア放送サービスやコンテンツ市場の発展が促進されることからより多くのユーザの受益に貢献することになると考えます。</p>	
3	マスプロ電工株式会社	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送について、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告（案）に賛成致します。本報告（案）の内容を踏まえ、複数事業者の参入機会や公正な競争条件が確保されることを希望します。</p> <p><理由> 放送方式は、提供されるサービスに最も適した方式を事業者が自由に選択できることが重要であり、新たなマルチメディア放送サービスの発展および普及のためにも、複数事業者での競争が重要であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
4	ジャパンケーブルネット株式会社	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送を行う事業者が複数存在することにより、エリアやサービスの競争が可能となり、マルチメディア放送との連携等、既存サービスの活性化にも繋がるのが期待できるため、今回の報告（案）に賛成いたします。</p> <p>今後、本報告（案）の内容を踏まえ、複数事業者の参入機会や公正な競争条件の確保等、制度面の整備を行うことにより、マルチメディア放送が普及し、利用者が放送・通信サービスの質的向上を享受できることを希望します。</p> <p><理由> 事業者間や技術方式間の競争により、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、そ</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>

		の結果、マルチメディア放送サービスの多様化やコンテンツ市場等関連市場の振興にも繋がると考えます。	
5	エル・エス・アイ ジャパン株式会社	<p><箇所> 5 ページ (3) 3方式の特徴</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、放送システムでないものについては本委員会の検討対象ではないと考えます。</p>
		<p><意見> “ISDB-TSB では地方ブロック向け放送及び新型コミュニティ放送の実現に向け、柔軟な周波数割当てが可能となるよう、3セグメントと1セグメントを組み合わせる方式としている。”とあり、帯域を有効活用可能な3segment方式がV-low帯において採用された事を歓迎する。</p>	
		<p><理由> MPEG規格で規定されている各種制御データは、一つのTSに対して送出を義務づけられているので、3セグメントで1つのTSとする3segment方式は、1segment方式を3つ使用する場合と比べて数10kbps程度帯域に余裕が出来る事になる。この帯域を使って小容量のデータ放送サービス、例えば、緊急地震速報や、ショートメッセージ、デジタルサイネージ向けコンテンツ、IPパケットの送信、など、電波の有効活用に繋がり、様々なサービスが期待できる。</p>	
		<p><箇所> 351ページのデータ符号化方式</p>	<p>本委員会報告(案)は、データ符号化方式について具体的な方式を提案するものではなく、既存のデジタル放送と整合性を確保することとしております。データ符号化方式は民間の標準規格において、フレキシブルに標準化されるものと認識しており、従来の規格に新たな方式を追加することをただちに排除するものではありません。</p>
<p><意見> V-L-Pに於けるISDB-Tsb方式の採用は望ましいと考えられるが、各提案方式の要求条件等との整合性のなかで“多様なデータサービスに柔軟に対応する符号化方式であること”に対して“モノメディア符号化においては既存データ符号化方式を含んでおり、(中略)拡張性に富んだXMLベースとしている。”として要求条件を満たしている“とあるが、現行アナログで放送している「文字多重放送」や「FM多重放送」で用いられているNAPLPS方式準拠の8単位符号化方式への対応がされていない。既存のこれらデータ放送サービスに対応したる符号化方式を技術的条件に組み入れるよう要望する。</p>			

		<p><理由> ISDB-Tsb が想定している、ARIB STD-B24「第4章に規定しているシステムの構成」には、①既存のTV地上アナログ波における「文字多重放送」や、②既存のFM放送における「FM多重放送」に該当する記述がなされていないため、「既存のアナログ波上のデータ放送サービスの移行」に対する配慮が全く無い。例えば全画面を取りきっての「文字多重放送」形態の定義が無いため「独立サービス」が不可能である。また BML による伝送方式である「カーセル伝送方式」の限界によってアナログ方式では実現している情報伝達のリアルタイム性が維持できない。従って、そのまま新方式に移行した場合、これらのサービスを利用して多くの視聴者、聴取者からその利便さを奪う結果となる。</p>	<p>なお、ご指摘の全画面による独立データサービスは、既存のデータ符号化方式等により実現可能であり、また、カーセル伝送方式においても、運用によりリアルタイム性の確保が可能です。</p>
6	株式会社中国放送	<p><箇所> 技術条件（2）各提案方式の要求条件等との整合性（P5 20行目から21行目） 3.2 MediaFLO 3.2.1 要求条件との整合性（P166 3行）</p> <p><意見> VHF-HIGHにおいても、VHF-LOW帯で採用されているISDB-Tと互換性のある方式を採用するべきと考えます。</p> <p><理由> ISDB-Tと互換性のある方式であれば端末機メーカーの開発に係る負担が軽減され、早期に端末が市場に出ることが可能となり、また、方式によって端末の種類が複数となることにより、利用者の利便性が損なわれないようVHF-HIGHの方式選定において配慮が必要と考えます。</p>	<p>V-HIGH帯においては、ISDB-Tと共通性を持つISDB-TmmをMediaFLOと共に採用しております。</p> <p>また、総務省において開催されました「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」において、「…複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、…事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらの全ての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。」と提言されております。本委員会においてもこの考え方を踏まえ、方式の公募を行ったところ、V-HIGH帯にISDB-TmmとMediaFLOの2方式の提案があり、いずれも要求条件との整合性が確認されております。</p>

			す。 なお、本委員会報告（案）にございます3方式においては、番組流通等の利便性を確保するよう映像符号化方式等の上位層について共通化を図ったものとしております。
7	京セラ株式会社	<箇所> 全体への意見	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
		<意見> 今回の報告（案）では、全国向け放送に関して、複数方式の技術的条件がまとめられており、賛同いたします。本報告（案）の内容に沿って複数の事業者に公正に参入機会が与えられ、これまで実現できなかった放送方式間の競争により、新たなメディアの価値を向上させると共に、マルチメディア放送サービスが普及するような施策に期待します。	
		<理由> 複数の事業者及び複数の技術方式によるマルチメディア放送サービスが行われることで、競争原理が働き、ユーザーを第一に考えてサービスを提供する事業者・技術方式のみが生き残る事になります。結果として価値のあるマルチメディア放送サービスが実現でき、コンテンツ産業の普及・拡大につながり、通信事業、放送事業を含めた産業全体の発展をもたらすと考えます。	
8	日本サムスン株式会社	<箇所> 全体への意見	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
		<意見> 全国向け放送について、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告（案）の内容に賛成致します。今後、本報告（案）を受けて、事業者による方式選択や複数事業者への周波数割当てが可能となり、公正無差別な競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するよ	

		<p>うな制度整備が行われること、またUHF における地上アナログテレビジョン放送終了後の跡地の活用においても同様の制度が整備されることを期待します。</p> <p><理由> 事業者間や技術方式間が切磋琢磨し、競争環境が生まれることで、利用者ニーズに対応したサービス、製品が市場に投入され、その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興、引いては業界全体の発展に繋がると考えます。</p>	
9	ニューポート・メディア株式会社	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 携帯端末向けマルチメディア放送に関して、周波数帯の割り当て、サービスの在り方、複数方式の技術的条件がまとめられました今回の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告(案)の内容に賛同いたします。予定されております 2011 年 7 月の時点から、新しいマルチメディア放送サービスの運用が可能になるよう、事業者による技術方式選択の公正な競争環境を提供し、サービス利用者に選択肢と最大限の便益を与えて、新しい価値の創造と発展に寄与する早期の制度整備を望みます。</p> <p><理由> 報告書では放送技術間の優劣はなく、それぞれの特徴を生かしたマルチメディア放送サービスの提供が可能という内容になっています。事業者は自身が提供するサービスに特徴を持たせ、利用者は多様なサービスやコンテンツを複数の選択肢から選択できる競争原理の導入は、新しいサービスの普及・発展に必須な環境と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
10	株式会社文化放送	<p><箇所> p. 347～p. 489 3.3 ISDB-T_{SB}</p> <p><意見> 90-108MHz の帯域を対象とした地方ブロック向けデジタルラジオ放送に ISDB-T_{SB} 方式を採用することは、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に『制度化の理念』として述べられている「地域振興」「地域情報の確保」の実現に柔軟に対応</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>

		<p>できる方式であることから本報告案に賛成であり、本方式を共同提案した者として、マルチメディア放送の早期実現を期待する。なお、技術的な制度化にあたっては、受信機を速やかに広く普及させるために、本方式の特徴である連結送信の柔軟性や地デジワンセグとの共通性を最大限に生かすべきと考える。</p> <p><理由> 占有周波数帯幅の基本が1セグメント（地上デジタルテレビジョンのワンセグと同じ）であり、連結送信技術により周波数効率のよいガードバンド無しのセグメント配置が可能であることから、地方ブロックへの置局をする際にセグメント数を柔軟に配置でき、ブロック毎の多様なニーズに柔軟に対応できる方式である。また、OFDMを用いていることにより、マルチパス耐性に優れ、携帯・移動受信に適した方式である。また、ISDB-T_{SB}方式の基本は、社団法人デジタルラジオ推進協会が実用化試験放送として現在放送中の方式と同一であり、すでに5年間以上の放送の実績ある方式である。</p>	
11	財団法人しまね産業振興財団	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> これまでのユビキタス特区等の柔軟な電波政策により実現した技術検証や情報通信審議会における技術条件検討の結果、複数の放送方式や複数の事業者の参入への道程を示した本報告（案）が取りまとめられたことを歓迎致します。現在、島根ユビキタス特区では、産学公民の連携により、県内企業が中心となり技術開発、コンテンツ開発、サービス開発、ビジネスモデルの研究などを精力的に推進しております。今後、事業者間、放送方式間の競争を通じて、新しいメディアである携帯端末向けマルチメディア放送サービスが普及することやUHFにおける地上アナログテレビジョン放送終了後の跡地の活用において、地域活性化や地域産業の発展に資する制度が整備されることを望みます。</p> <p><理由> 上記に含む</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
12	富士通マイクロエレクトロニクス株式会社	<p><箇所></p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対</p>

	トロニクス株式会社	ISDB-Tmm 方式について	する賛成意見と考えます。
		<p><意見></p> <p>Tmm の伝送路規格が、既に多数のメーカーが保有している資産がそのまま流用できる地上波デジタル放送（ARIB-STD-B31）と同一であることは非常に好ましい。汎用的な1segment のサービス以外に13segment 形式を使用した高品質な放送サービス（64QAM を使用した多大な情報サービス等）が運営されていくことを期待します。</p>	
		<p><理由></p> <p>—</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。
		<p><箇所></p> <p>ISDB-Tsb 方式について</p>	
		<p><意見></p> <p>V-Low の伝送路規格が、既に多数のメーカーが保有している資産がそのまま流用できる。地上波デジタル音声放送（ARIB-STD-B29）と同一であることは非常に好ましい。汎用的な1segment のサービス以外に3segment 形式を使用した高品質な放送サービスが運営されていくことを期待します。</p>	
		<p><理由></p> <p>—</p>	
<p><箇所></p> <p>限定受信（CAS）について</p>	本委員会報告（案）は、限定受信方式の具体的な実装についての方式を提案するものではなく、CAS 方式の実装やその運用の詳細についてはサービスに応じて放送事業者・受信機メーカー等の関係者により、今後、検討が行われるものと認識しております。		
<p><意見></p> <p>ISDB-T のようなカードタイプによる運用は機器の拡大や費用の増大を招くため、チップ等に内蔵できるCAS 方式を強く望みます。また、CAS の情報を厳格に守るメーカーに対しては、方式が開示される運用をあわせて強く望みます。</p>			
<p><理由></p> <p>—</p>			
13	株式会社TBSラジオ	<箇所>	今般の意見募集に係る報告書案に対

	&コミュニケーションズ	<p>p. 347～p. 489 3.3 ISDB-T_{SB}</p> <p><意見> 90-108MHz の帯域を対象とした、全国を幾つかの地方ブロックに分けて放送を行う「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」に ISDB-T_{SB} 方式を採用することは、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に制度化の理念として述べられている「地域振興」「地域情報の確保」の実現に柔軟に対応できる方式であり、本報告（案）に賛成である。また、本方式を共同提案した者として、マルチメディア放送の早期実現に向け尽力したい。</p> <p><理由> 地上デジタルテレビジョン放送のワンセグと同じ基本が 1 セグメントの構造であり、連結送信技術により周波数効率のよいガードバンド無しのセグメント配置が可能であることから、地方ブロックへの置局をする際にセグメント数を柔軟に配置でき、地方ブロックのニーズにも柔軟に対応できる方式である。また、OFDM を用いていることにより、マルチパス耐性に優れ、携帯・移動受信に適した方式である。また、ISDB-T_{SB} 方式の基本は、社団法人デジタルラジオ推進協会が実用化試験放送として現在放送中の方式と同一であり、すでに 5 年間以上の放送の実績ある方式である。</p>	する賛成意見と考えます。
14	メディア開発研究会	<p><箇所> 全般</p> <p><意見> この度の報告（案）に、賛同致します。なお、携帯端末向けマルチメディア放送の普及を図るため、本報告（案）に示された技術内容をわかりやすく概略的に示す記述等を必要に応じて追加するなど、関係者が理解しやすいものとなるようにご配慮をお願い致します。</p> <p><理由> 各周波数帯域別に最適なシステムの提案がなされております。携帯端末向けマルチメディア放送の実用化には、この度の審議に向けて提案、検討に関わった専門家以外に多くの分野の関係者が本報告（案）に示された技術内容を理解し、連携して放送システムの開発に参画し</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘を踏まえ、一部記載の見直しを行って参ります。

		なければなりません。そのため、報告（案）中の規定や図表等に技術解説を付すこと等により、関係者が容易に理解し、共通の認識に達することが必要と思われます。	
		<p><箇所> P. 476～477、P. 480～483</p> <p><意見> 報告（案）には、共用条件の検討状況が示されておりますが、VHF-LOW 帯（90-108MHz）における実際の置局検討においては、その下側に隣接している帯域（76-90MHz）における超短波放送局（FM 放送）の聴取者保護の観点から、より詳細な干渉妨害の検討とその対策をお願い致します。</p> <p><理由> 報告（案）のP. 476～477、P. 480～483 に示されている「携帯端末向けマルチメディア放送からFM 放送への混信保護比」を元に、実際の置局検討に当たっては、より詳細な干渉妨害の検証や対策が必要と思われます。</p>	今後の置局検討における参考意見と考えます。
15	株式会社東芝	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送について、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告（案）の内容に賛成致します。今後、本報告（案）を受けて、事業者による方式選択や複数事業者への周波数割当てを可能とし、公正な競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するような制度整備が行われることに期待します。</p> <p><理由> 放送方式に関しては、提供されるサービスに最も適した方式を事業者が自由に選択できることが重要であり、新たなマルチメディア放送サービスの発展や受信端末の普及においては、複数事業者間での切磋琢磨が重要であると考えられます。</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
16	ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ	<p><箇所> 全体への意見</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度

	ヨonz株式会社	<p><意見> マルチメディア放送サービスの早期普及を促し、エリアやサービスの競争が期待できるため今回の報告（案）に対し賛意を表します。マルチメディア放送サービスという新たなメディアの価値を効果的に引き出し普及させる上でも、今後本報告（案）の通り制度整備が着実に進められていくことを希望します。</p> <p><理由> 技術方式間の競争により利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、その結果マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興、利用者利益の確保に繋がると考えます。</p>	整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
17	株式会社毎日放送	<p><箇所> p. 347～p. 489 3.3 ISDB-T_{SB}</p> <p><意見> 90-108MHz の帯域における「地方ブロック向けマルチメディア放送」に ISDB-T_{SB} 方式を採用することは、本方式を共同提案した者として、賛成である。 なお、制度化にあたっては、圧縮技術、誤り訂正技術などの将来の技術の進捗に伴う拡張性を考慮していただきたい。</p> <p><理由> 本方式の基本は、弊社が2003年より社団法人デジタルラジオ推進協会において実施している実用化試験放送の方式であり、既に5年間以上の放送実績がある。占有周波数帯幅の基本が地上デジタルテレビジョン放送のワンセグと同等の1セグメントであり、連結送信技術により周波数効率のよいガードバンド無しのセグメント配置が可能であることから、地方ブロックごとのニーズに柔軟に対応できる方式である。また、OFDMを用いることにより、マルチパス耐性に優れ、携帯・移動受信に適していると考えます。</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
18	ハリスコミュニケーションズ	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見></p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省にお

		<p>全国向け放送について、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告案に賛成致します。本案が報告通りに実現されれば、事業者が複数方式より最適な方式を選ぶことが可能となります。また、複数事業者への周波数割り当てにより、より公正な競争環境下でマルチメディア放送実現化に向けた制度や設備が推進されることに期待します。</p> <p><理由> 放送方式が自由に選択できることは、事業者にとって提供されるサービスを最適なサービスにする事が可能だと考えます。また、複数事業での競争環境下により、新たなマルチメディア放送サービス全般の普及や発展に貢献できるものだと考えます。</p>	<p>いて検討されるものです。</p>
19	関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社	<p><箇所> p. 347～p. 489 3.3 ISDB-T_{SB}</p> <p><意見> 90-108MHz の帯域を対象とした地方ブロック向けデジタルラジオ放送に ISDB-T_{SB} 方式を採用することは、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に制度化の理念として述べられている「地域振興」「地域情報の確保」の実現に柔軟に対応できる方式であり、本報告（案）に賛成である。</p> <p><理由> 占有周波数帯幅の基本が 1 セグメント（地上デジタルテレビジョンのワンセグと同じ）であり、連結送信技術により周波数効率のよいガードバンド無しのセグメント配置が可能であることから、地方ブロックへの置局をする際にセグメント数を柔軟に配置でき、ブロックのニーズに柔軟に対応できる方式である。また、OFDM を用いていることにより、マルチパス耐性に優れ、携帯・移動受信に適した方式である。更に、ISDB-T_{SB} 方式の基本は、社団法人デジタルラジオ推進協会が実用化試験放送として現在放送中の方式と同一であり、すでに 5 年間以上の放送の実績がある方式である。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p>
20	株式会社ニッポン放送	<p><箇所> p. 347～p. 489 3.3 ISDB-T_{SB}</p> <p><意見></p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p>

		<p>90-108MHz の帯域を対象とした地方ブロック向けデジタルラジオ放送に、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に制度化の理念として述べられている「地域振興」「地域情報の確保」の実現に柔軟に対応できる ISDB-T_{SB} 方式を採用すべきとした本報告（案）に賛成である。また、本方式を共同提案した者として、マルチメディア放送の早期実現に向け尽力したい。</p> <p><理由> ISDB-T_{SB} 方式は、占有周波数帯幅の基本が1セグメント（地上デジタルテレビジョンのワンセグと同じ）であり、連結送信技術により周波数効率のよいガードバンド無しのセグメント配置が可能であることから、地方ブロックへの置局をする際にセグメント数を柔軟に配置でき、ブロックのニーズに柔軟に対応できる方式である。また、OFDM を用いていることにより、マルチパス耐性に優れ、携帯・移動受信に適した方式である。更に、本方式の基本は、社団法人デジタルラジオ推進協会が実用化試験放送として現在放送中の方式と同一であり、すでに5年間以上の放送の実績がある方式である。</p>	
21	匿名	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向けマルチメディア放送に関して、サービスの早期普及を促す観点から、複数事業者による競争が可能となる報告書案の内容に賛同いたします。本報告書の内容を踏まえ、複数事業者の参入機会や公正な競争条件が確保されることを希望いたします。</p> <p><理由> 事業者間や技術方式間の競争により、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興に繋がると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
22	Pantech Wireless Japan 株式会社	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送について、複数の事業者が存在することにより、放送エリアの拡大や新たなサ</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>

		<p>ービスなど様々な競争が可能な為、今回の報告（案）に対し賛同いたします。報告（案）の内容を踏まえ、公正な競争条件が確保されることを希望いたします。</p> <p><理由> 公正な競争条件が確保されることで、エリアの拡大、魅力のあるサービス内容、サービスの多様化となり、結果的に利用者にとって便利なサービスが生まれると思います。また、新たなビジネスが創出する可能性がある相乗効果にも期待ができます。これらの理由から、複数の事業者間の公正な競争が大切だと考えます。</p>	
23	匿名	<p><箇所> 報告全般</p> <p><意見> 全国向け放送について、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告（案）の内容に賛成致します。</p> <p>今後、本報告（案）を受けて、事業者による方式選択や複数事業者への周波数割当てを可能とし、公正な競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するような制度整備が行われ、マルチメディア放送サービス市場が活性化することに期待します。</p> <p><理由> 技術方式間の競争や事業者間の競争により、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興に繋がると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
24	株式会社エフエム東京	<p><箇所> ー</p> <p><意見> 【全般】 本報告書（案）にてマルチメディア放送向けシステムとして記述されている内容は、音声、映像に限らない多様なマルチメディア放送サービスの実現を想定しており本報告（案）に賛同いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p>

特に VHF-LOW 帯に導入される方式については、ワンセグの 3 倍の帯域幅である 3 セグメント方式が規定されており、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして成立させるのに十分な伝送容量が確保されております。マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなどの既存メディアを超えたサービスの提供が不可欠であり、その可否が事業参入を考えるうえで大きな要素です。3 セグメント方式は 1 つの TS を送るため、1 セグメントを複数組み合わせるより帯域の有効利用につながり、また 3 セグメント用の受信チップはすでに製品化されておりコストも安く受信機が実現できます。3 セグメント方式を使った付加価値の高いマルチメディア放送の実現が事業参入の前提と考えております弊社といたしましては、それが実現できる方式となっていることを支持いたします。

【省令・告示での規定範囲】

本報告書の記述を元に、省令・告示で放送システムが規定される際は、規定する範囲は極力限定し、事業者の創意工夫が活かせるようにすべきです。

弊社が参加しているマルチメディア放送ビジネスフォーラムでは、4 年にわたり多彩な V-LOW 帯でのマルチメディア放送サービスの検討、提案を行っており、それらが実現可能な制度を望みます。

特に、デジタルサイネージ向けなどの多様な受信端末に向け一斉同報的にコンテンツを送り届けるサービスへの期待が大きく、そのような新たなビジネスモデルが新規事業者の創意工夫により実現可能な枠組みが望まれます。

【置局】

VHF-LOW 帯の置局基準が示されておりますが、置局計画においては、答申方式の大きな特徴である 3 セグメント方式を活かした大容量モバイルマルチメディア放送を地方ブロックごとを実現するため、SFN などの電波の有効利用技術を最大限活かし、一ブロックあたりの割り当て帯域が最大となる提案を優先すべきと考えます。また、同時に、地域ごとのメディアニーズに応じて周波数割り当て幅が変えられる提案を優先すべきと考えます。

今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。

なお、放送システムでないものについては本委員会の検討対象ではないと考えます。

今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。

		<p>また、エリアカバー率については、世帯カバー率や主要道路のカバー率などの基準を総合的に勘案したサービスカバー率として判断すべきです。また、携帯や車の移動時に放送の受信が途切れないよう十分な送信出力、実効輻射電力を認めるべきと考えます。</p> <p>さらに、混信、特にFMとの混信は、FM放送事業者がV-LOW帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもと互いのメリットにつながるよう総合的に判断できる余地を残すべきと考えます。</p> <p>【その他】</p> <p>一部「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との表記があるが、マルチメディア放送懇談会のパブリックコメント回答にあるように、地方ブロックにもVHF-HIGH同様のマルチメディア放送を導入することが本来の趣旨であるとなっております。かような誤解を招く表現は修正すべきです。</p> <p>また、今回の答申では「携帯端末向けマルチメディア放送」となっていますが、VHF-LOW帯で想定する端末は車載受信機や一般家庭向け据置器やデジタルフォトフレームなど多種彩々です。放送法の改正では「移動受信用地上放送」と端末を限定しない用語が使われているので、本方式の今後の扱いにおいては「携帯端末向け」という限定的な表現は避けることが端末の普及と多様なサービスの実現につながると考えます。</p>	<p>報告書中、P.5のご指摘の箇所を修正いたします。</p> <p>また、「携帯端末向け」とあるのは、その他の受信形態を排除するものではございませんが、マルチメディア放送の主たる受信機が携帯電話等の携帯端末と想定されているためであり、現時点ではこの名称を用いているものです。</p>
		<p><理由></p> <p>—</p>	
25	マルチメディア放送ビジネスフォーラム	<p><箇所></p> <p>—</p>	

	<p><意見></p> <p>【全般】</p> <p>本報告書（案）にてマルチメディア放送向けシステムとして記述されている内容は、音声、映像に限らない多様なマルチメディア放送サービスの実現を想定しており報告（案）に賛同いたします。</p> <p>特にVHF-LOW帯に導入される方式については、ワンセグの3倍の帯域幅である3セグメント方式が規定されており、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして成立させるのに十分な伝送容量が確保されております。マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなど既存のメディアを超えるサービスの提供が不可欠であり、その可否が事業参入を考えるうえで大きな要素です。3セグメント方式を使った付加価値の高いマルチメディア放送を検討してきました当フォーラムとして、それが実現できる方式となっていることを支持いたします。</p> <p>【省令・告示での規定範囲】</p> <p>本報告書の記述を元に、省令・告示で放送システムが規定される際は、規定する範囲は極力限定し、事業者の創意工夫が活かせるようにすべきです。</p> <p>当フォーラムでは4年にわたり多彩なV-LOW帯でのマルチメディア放送サービスの検討、提案を行っており、それらが実現可能な制度を望みます。</p> <p>また、デジタルサイネージ向け放送など、特定の端末に向け一斉同報的に情報を配信するサービスへの期待が大きく、そのようなサービスが行える制度整備を望みます。</p> <p>【置局】</p> <p>VHF-LOW帯の置局基準が示されておりますが、置局計画においては、答申方式の大きな特徴である3セグメント方式を活かした大容量モバイルマルチメディア放送を地方ブロックごとに実現するため、SFNなどの電波の有効利用技術を最大限活かし、一ブロックあたりの割り当て帯域が最大となる提案を優先すべきと考えます。また、同時に、地域ごとのメディアニー</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p> <p>今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p> <p>なお、放送システムでないものについては本委員会の検討対象ではないと考えます。</p> <p>今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
--	--	---

		<p>ズに応じて周波数割り当て幅が変えられる提案を優先すべきと考えます。</p> <p>また、エリアカバー率については、世帯カバー率を使うのではなく、主要道路のカバー率などを含めたサービスカバー率として総合的に判断すべきです。また、携帯や車の移動時に放送の受信が途切れないう十分な送信出力、実効輻射電力を認めるべきと考えます。</p> <p>【その他】</p> <p>一部「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との表記があるが、マルチメディア放送懇談会のパブリックコメント回答にあるように、地方ブロックにもVHF-HIGH同様のマルチメディア放送を導入することが本来の趣旨であるとなっております。かような誤解を招く表現は修正すべきです。</p> <p>また、今回の答申では「携帯端末向けマルチメディア放送」となっていますが、VHF-LOW帯で想定する端末は車載受信機や一般家庭向け据置型器やデジタルフォトフレームなど多様な彩々です。放送法の改正では「移動受信地上放送」と端末を限定しない用語が使われているので、本方式の今後の扱いにおいては「携帯端末向け」という限定的な表現は避けることが端末普及と多様なサービス実現につながると考えます。</p>	<p>報告書中、P.5 のご指摘の箇所を修正いたします。</p> <p>また、「携帯端末向け」とあるのは、その他の受信形態を排除するものではございませんが、マルチメディア放送の主たる受信機が携帯電話等の携帯端末と想定されているためであり、現時点ではこの名称を用いているものです。</p>
		<p><理由></p> <p>—</p>	
26	ISDB-T マルチメディアフォーラム	<p><箇所></p> <p>全体への意見</p> <p><意見></p> <p>地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能になる周波数帯を、マルチメディア放送として利用していくことは、新たな放送と通信を連携させたサービスを展開する上で、適切かつ必要な対応であると考えます。従いまして、今後、本報告（案）の通り、制度整備が着実に実施されることを希望します。</p> <p><理由></p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>

		意見募集の対象である放送システム委員会報告（案）において、示された要求条件に対し、提案された技術的条件の整合性が確認されているため。	
27	株式会社キッズステーション	<p><箇所> 全体への意見</p> <p><意見> 全国向け放送に就き、複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告書案に対し賛意を表します。今後は多様なニーズに対応しつつマルチメディア放送サービスが発展するよう、制度整備が着実に実施されることを期待します。</p> <p><理由> 本報告（案）に於いて示された要求条件に対し、複数の技術方式が適合することを受け、これらを利用した様々なサービスの展開が可能となるため。</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。
28	株式会社エフエム大阪	<p><箇所> —</p> <p><意見> 『全般』 本報告書(案)のマルチメディア放送向けシステムとして記述されている内容は、音声、映像だけでなく多様なマルチメディア放送サービスを想定しており、本報告(案)に賛同いたします。 特に VHF-LOW 帯に導入される方式について、3セグメント方式も規定されており、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして構築することができます。マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなどの既存メディア以上の魅力あるサービス提供が不可欠であり、その可否が事業参入を考える上で大きな要素と考えています。3セグメント方式を使った付加価値の高いマルチメディア放送を参入の前提と考えている弊社としましては、それが実現できる方式になっていることを支持いたします。</p> <p>『省令・告示での規定範囲』</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。

本報告書を元に、省令・告示で放送システムが規定されるとき、規定する範囲は極力限定し、事業者の創意工夫が活かせるようにすべきです。

また、特定端末に向けて一斉同報的にコンテンツを伝送するサービスが実現可能な枠組みとすべきと考えます。

『置局』

VHF-LOW 帯の置局基準が示されていますが、置局計画において、答申方式の大きな特徴である3セグメント方式を活かしたマルチメディア放送を地方ブロックごとに実現するため、SFNなどの電波の有効利用技術を最大限活かし、一ブロックあたりの割り当て帯域が最大となる提案を優先すべきです。

また、同時に地域ごとのメディアニーズに応じて周波数割り当て幅が変えられる提案を優先すべきと考えます。

一方、エリアカバー率について、世帯数カバー率を使うのではなく、主要道路のカバー率などを含めたサービスカバー率として総合的に判断すべきと考えます。

さらに、既存FMとの混信は、FM放送事業者がVHF-LOW帯マルチメディア放送事業者に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもとお互いのメリットにつながるよう総合的に判断すべきと考えます。

『その他』

今回の答申では「携帯端末向けマルチメディア放送」となっていますが、VHF-LOW帯で想定する端末は車載用受信機や家庭向けデジタルフォトフレームなどいろいろです。

放送法の改正では「移動受信用地上放送」と端末を限定しない用語が使用されています。

今後、本方式の扱いにおいて、「携帯端末向け」という限定的な表現は避けることが端末の普及と多様なサービス実現につながると考えます。

今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。

なお、放送システムでないものについては本委員会の検討対象ではないと考えます。

今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。

「携帯端末向け」とあるのは、その他の受信形態を排除するものではございませんが、マルチメディア放送の主たる受信機が携帯電話等の携帯端末と想定されているためであり、現時点

		<p><理由></p> <p>—</p>	ではこの名称を用いているものです。
29	株式会社 JM デジタルメディア	<p><箇所></p> <p>—</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。</p> <p>今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
		<p><意見></p> <p>【全般】</p> <p>本報告書（案）にてマルチメディア放送回向けシステムとして記述されている内容は、音声、映像に限らない多様なマルチメディア放送サービスの実現が期待できる点において本報告（案）に賛同いたします。</p> <p>マルチメディア放送の普及発展には、既存メディアを超えたサービスの提供が不可欠であり、魅力あるサービスとして成立させる為に十分な伝送容量や受信端末仕様が確保されることが望ましいと考えます。</p> <p>今後、現在マルチメディア放送に導入される方式として検討されている3セグメント方式などこれら条件を満たす方式の規程を期待しております。</p> <p>【省令・告示での規定範囲】</p> <p>本報告書の記述を元に、省令・告示で放送システムが規定される際は、規定する範囲は極力限定し、事業者のサービスの幅を広げ、収益モデルの可能性が広がるような創意工夫が活かせることが望ましいと考えます。</p>	
		<p><理由></p> <p>—</p>	
30	フローフォーラム	<p><箇所></p> <p>全体への意見</p>	今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。
		<p><意見></p>	

		<p>フローフォーラム (FLO Forum) は、全国向け放送について本報告案の内容を歓迎致します。複数方式の技術的条件がまとめられた今回の報告案は、日本における携帯端末向けマルチメディア放送のための技術方式中立性を担保する周波数分配の基礎を築いています。技術方式の中立性は、市場と消費者のための技術革新と競争環境を生み出すとともに、業界に透明性と長期に渡る安定した携帯端末向けマルチメディア放送のための商用サービス、製品供給を促すものと考えます。</p>	
		<p><理由> 上記に含む</p>	
31	株式会社エフエム福島	<p><箇所> —</p> <p><意見> ○全体 地方ブロック向けマルチメディア放送においては、地場の産業・文化・自治体情報を位置情報付きのデータとして配信したり、緊急災害時には地域住民の安心安全情報を提供したりと、地域に密着した多様なサービスを実現することが求められます。その点で、本報告書（案）にて V-LOW 帯に導入されるマルチメディア放送向けシステムとして記述されている内容は、映像・音に限らず多様なマルチメディア放送サービスへ対応できる枠組みが提供されており、本報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>特にワンセグの 3 倍の帯域幅である 3 セグメント方式は、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして成立させるのに十分な伝送容量が確保されており、地方ブロックという放送エリア内でさまざまな種類のきめ細かい地域情報を連携して発信するには、ひとつのストリームで十分な情報を配信できる必要があります。3 セグメント方式を使ったさまざまな地域情報発信が地方ブロック向けマルチメディア放送に不可欠と考える弊社といたしましては、それが方式に盛り込まれていることを強く支持します。</p> <p>また、魅力ある地域情報サービスを実現するためには、事業者の創意工夫が活かせる制度設備が必要であり、今後、省令・告示等で放送システムが規定される範囲は最小限とすべきと</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>

	<p>考えます。</p> <p>○置局</p> <p>VHF-LOW 帯の置局基準が示されておりますが、置局計画においては、地方ブロック向けマルチメディア放送では県域に比べカバーするエリアが大きくなるため、きめ細やかな地域情報を提供するためには、地域ブロックごとに割り当てられる周波数を十分大きくする必要があります。SFN などの電波の有効利用技術を最大限活かし、一ブロックあたりの割り当て帯域が最大となる提案を優先すべきと考えます。</p> <p>また、エリアカバー率については、世帯カバー率や主要道路のカバー率などの基準を総合的に勘案したサービスカバー率として判断すべきです。また、携帯や車の移動時に放送の受信が途切れないよう十分な送信出力、実効輻射電力を認めるべきと考えます。</p> <p>さらに、混信、特に FM との混信は、FM 放送事業者が V-LOW 帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもと互いのメリットにつながるよう総合的に判断できる余地を残すべきと考えます。</p> <p>○その他</p> <p>一部「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との表記がありますが、マルチメディア放送懇談会のパブリックコメント回答にあるように、地方ブロックにも VHF-HIGH 同様のマルチメディア放送を導入することが本来の趣旨であるとなっております。かような誤解を招く表現は修正すべきです。</p> <p>また、今回の答申では「携帯端末向けマルチメディア放送」となっていますが、VHF-LOW 帯で想定する端末は車載受信機や一般家庭向け据置器やデジタルフォトフレームなど多種彩々です。放送法の改正では「移動受信用地上放送」と端末を限定しない用語が使われているので、本方式の今後の扱いにおいては「携帯端末向け」という限定的な表現は避けることが端末の普及と多様なサービスの実現につながると考えます。</p>	<p>今般の意見募集の対象は委員会報告案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p> <p>報告書中、P.5 のご指摘の箇所を修正いたします。</p> <p>「携帯端末向け」とあるのは、その他の受信形態を排除するものではございませんが、マルチメディア放送の主たる受信機が携帯電話等の携帯端末と想定されているためであり、現時点ではこの名称を用いているものです。</p>
	<p><理由></p>	

		—	
32	株式会社ジャパンエフ エムネットワーク	<p><箇所></p> <p>—</p> <p><意見></p> <p>○全体</p> <p>本報告書（案）にてマルチメディア放送向けシステムとして記述されている内容は、音声、映像に限らない多様なマルチメディア放送サービスの実現を想定しており本報告（案）に賛同いたします。</p> <p>特に、地方ブロック向けマルチメディア放送においては、地場の産業・文化・自治体情報を位置情報付きのデータとして配信したり、緊急災害時には地域住民の安心安全情報を提供したりと、地域に密着した多様なサービスを実現することが求められます。地方ブロックという放送エリア内でさまざまな種類のきめ細かい地域情報を連携して発信するには、ひとつのストリームで十分な情報を配信できる必要があります。その意味で、今回 VHF-LOW 帯に導入される方式については、ワンセグの3倍の帯域幅である3セグメント方式が規定されており、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして成立させるのに十分な伝送容量が確保されていることを支持いたします。</p> <p>マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなどの既存メディアを超えたサービスの提供が不可欠であり、その可否が事業参入を考えるうえで大きな要素です。3セグメント方式を使ったさまざまな地域情報発信が地方ブロック向けマルチメディア放送に不可欠と考える弊社といたしましては、それが方式に盛り込まれていることを強く支持します。</p> <p>▪ また、魅力ある地域情報サービスを実現するためには、事業者の創意工夫が活かせる制度整備が必要であり、今後、省令・告示等で放送システムが規定される範囲は最小限とすべきと考えます。</p> <p>○置局</p> <p>VHF-LOW 帯の置局基準が示されておりますが、置局計画においては、地方ブロック向けマル</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書案に対する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p> <p>今般の意見募集の対象は委員会報告</p>

		<p>チメディア放送では県域に比べカバーするエリアが大きくなるため、きめ細かな地域情報を提供するためには、地域ブロックごとに割り当てられる周波数幅を十分大きくする必要があります。SFNなどの電波の有効利用技術を最大限活かし、一ブロックあたりの割り当て帯域が最大となる提案を優先すべきと考えます。さらに、地方ブロックごとのメディアニーズに応じて周波数割り当て幅が変えられる提案を優先すべきと考えます。</p> <p>また、エリアカバー率については、世帯カバー率や主要道路のカバー率などの基準を総合的に勘案したサービスカバー率として判断すべきです。また、携帯や車の移動時に放送の受信が途切れないよう十分な送信出力、実効輻射電力を認めるべきと考えます。</p> <p>さらに、混信、特にFMとの混信は、FM放送事業者がV-LOW帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもと互いのメリットにつながるよう総合的に判断できる余地を残すべきと考えます。</p> <p>○その他</p> <p>一部「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との表記がありますが、マルチメディア放送懇談会のパブリックコメント回答にあるように、地方ブロックにもVHF-HIGH同様のマルチメディア放送を導入することが本来の趣旨であるとなっております。かような誤解を招く表現は修正すべきです。</p> <p>また、今回の答申では「携帯端末向けマルチメディア放送」となっていますが、VHF-LOW帯で想定する端末は車載受信機や一般家庭向け据置器やデジタルフォトフレームなど多種彩々です。放送法の改正では「移動受信用地上放送」と端末を限定しない用語が使われているので、本方式の今後の扱いにおいては「携帯端末向け」という限定的な表現は避けることが端末の普及と多様なサービスの実現につながると考えます。</p>	<p>案であり、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p> <p>報告書中、P.5のご指摘の箇所を修正いたします。</p> <p>また、「携帯端末向け」とあるのは、その他の受信形態を排除するものではございませんが、マルチメディア放送の主たる受信機が携帯電話等の携帯端末と想定されているためであり、現時点ではこの名称を用いているものです。</p>
		<p><理由></p> <p>—</p>	
33	株式会社メディアスコ	<箇所>	今般の意見募集に係る報告書案に対

<p>ー プ</p>	<p>全体への意見</p> <p><意見></p> <p>今回の報告（案）の内容に賛成致します。本報告（案）を受けて、全国向け放送について、事業者による方式選択や複数事業者への周波数割当てによる競争が行われ、マルチメディア放送サービスが早期普及するような制度整備が行われることを期待致します。</p> <p>また UHF における地上アナログテレビジョン放送終了後の跡地の活用においても同様の制度が整備されることを期待致します。</p> <p><理由></p> <p>各技術方式において要求条件と技術方式の整合性比較を確認致しますとそれぞれ特徴があり、提供されるサービスに最も適した方式を事業者が自由に選択できることは重要であると考えます。事業者間や技術方式間の競争がマルチメディア放送サービスを振興し、この新たなメディア全体の価値を高めるものと考えます。</p>	<p>する賛成意見と考えます。なお、制度整備等については、今後、総務省において検討されるものです。</p>
------------	--	---